

令和5年8月

観光庁 御中

令和6年度 税制改正要望

全国免税店協会

消費税の外国人旅行者向け免税制度に関して、以下の通り要望いたしますので、ご検討を宜しくお願い申し上げます。

要望概要

外国人旅行者向けのショッピング環境の整備により消費の飛躍的拡大につなげるべく、以下のような課題認識を踏まえ、抜本的な制度の見直しをお願いしたい。

現状の課題認識

以下のような要因により、免税手続きが煩雑であり時間がかかることで免税店の業務負荷につながるとともに、混雑や行列による外国人旅行者のショッピングの阻害要因になっている。

○免税対象物品の確認

免税対象物品は「通常生活の用に供するもの」と消費税法で定義されているが、免税購入の金額や購入頻度など明確な線引きが困難なケースが増加している。さらに、転売を目的とした制度悪用の実態もあり、免税店が税務リスクを抱えながら「通常生活の用に供するもの」の範囲内であるかを判断する必要があるため、免税店の業務負荷となっている。

○消耗品に関わる上限金額や特殊梱包の必要性

消耗品については、上限金額が設定されており、旅行消費額が制限されている状態である。また、特殊梱包が必要となっているが、梱包に時間がかかる一方で、免税手続きのあと出国するまでに梱包した購入物品を取り出すケースが散見されており、業務負荷や効果を勘案した対策が必要である。

○免税対象者の判定

令和5年4月より、海外在住日本人は「在留証明」あるいは「戸籍の附票の写し」を提示し、免税店側でその証跡を残す必要があるが、これらの書面発行に関わる詳細運用における齟齬が散見され、告知・啓蒙の強化を含めた対策が必要である。

所見

本来、本制度は観光立国に資する制度であるため、免税店での消費を飛躍的に拡大することを目的として、さらなるデジタル化を含め諸外国における免税制度も参考としつつ、抜本的な制度改革をお願いしたい。

以上